

国民健康保険からの お知らせ

医療費を抑制して財政への負担を軽減するため、適正な受診に努めていただきますよう、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

医療機関のかかりかた

保険事業の健全な運営を維持し、必要な人が適切な診療を受けられるようにするために、医療機関を利用するときには次のような点に留意するようご協力をお願いします。

◆ 診療時間内に

受診しましよう

時間外の受診は通常よりも医療費が高くなります。緊急の場合をのぞいて、休日や夜間の受診は避けるようにしましょう。

◆ かかりつけ医をつくりましよう

身近な医療機関で自分の体

の状態を把握しているかかりつけの医師をつくれば、気になる症状があつたときに安心して相談することができます。

◆ 同じ病気で複数の医療機関を受診することは避けましょう

重複しての受診は医療費がかさむだけでなく、過剰な検査や投薬でかえつて体に悪影響を与えてしまう恐れがあります。

◆ 医師や薬剤師とよく相談しましよう

受診や薬の服用の際には医師・薬剤師とよく相談をし、自分の判断で治療や服用をやめたり、薬の分量を変えたりしないようにしてください。

◆ ジェネリック医薬品を活用しましよう

処方されている医薬品によつては、成分・効用はほぼ同様で値段の安いジェネリック医薬品が存在する場合があります。医師・薬剤師に相談してみてください。

◆ 保険証が使えない治療

身近な医療機関で自分の体

整骨院・接骨院のかかりかた

整骨院・接骨院で治療を受ける場合、保険証が使える治療と使えない治療があります。治療を受ける場合は負傷の原因(いつ、どこで、何をして、どんな症状があるのか)を正確に伝えましょう。

◆ 保険証が使える治療

- ・骨折、脱臼(緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です)
- ・負傷原因がはつきりしている、「スジ違い」「ぎっくり腰」など

保険者から定期的に(国保は2か月に1回)送られる「医療費通知」は、みなさんが保険証を使って医療機関にかかる際の情報が記載されているものです。必ず目を通して健康管理にお役立てください。

医療費通知を活用しましよう

※施術者が患者のかたに代わり保険請求を行うため、施術を受けるときには、所定の申請書の受取代理人欄に患者の自筆の署名が必要です。

りによるマッサージ代わりの利用

- ・外傷性でない疾患からくる痛みやコリ(神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど)
- ・「ついでにほかの部分」とか「付き添いのついでに行つたマッサージ」などの『ついで受診』
- ・症状の改善がみられない長期の施術(痛みの原因が内科的要因も考えられます)。

■ お問合せ

保険年金課 岩井仮設庁舎
内線1735